

除雪業務における時間外労働の取扱いに関する意見書

平成 31 年の労働基準法の改正により、働き方改革の一環として時間外労働の上限が規定されており、建設業においても令和 6 年 4 月より適用される。建設業の担い手不足のなか、人材確保に向けて、週休二日制の導入や時間外労働の上限を規定することは、大変重要で意義深いものである。

一方、一たび大雨などにより災害が発生すれば、建設業に携わる方々が夜間や休日なども復旧作業を行うことで、早期に地域住民の安全・安心の確保が図られていることも忘れてはならない。こうしたことを鑑み、4 月より適用される建設業における時間外労働の上限規定の中では、災害に関する用務において適用除外とされている。

除雪業務災害と同様に、いつ何どき、発生するか予測できないため計画的に遂行することは難しく、降雪が続けば通常 of 社会生活の停滞を招く恐れがあるため、建設業の方々は国や地方自治体の要請を受け、災害時と同様に、休日・夜間を問わず作業を行っている。

冬期間における除雪業務は、物資輸送や通勤・通学などの町民生活を支えるうえで、大変重要な役割を担っている。

よって、国におかれては、下記の事項を実施するよう、強く要望する。

記

- 1 除雪業務全般に対しては災害と同様、一律に、時間外労働の上限規制の適用除外とすること。
- 2 雪害となる基準を明確にして適切な指導等を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 9 月 1 5 日

衆議院議長	細田	博之	様
参議院議長	尾辻	秀久	様
内閣総理大臣	岸田	文雄	様
総務大臣	鈴木	淳司	様
厚生労働大臣	武見	敬三	様
国土交通大臣	斉藤	鉄夫	様
内閣官房長官	松野	博一	様

志賀町議会議員 福田 晃 悦